

共同生活援助（介護サービス包括型）運営規程

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

（事業の目的）

第1条 株式会社芝さくらが設置するすろーらいふ（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービスの共同生活援助事業（以下事業という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な共同生活援助の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）において相談、入浴、排せつ及び食事等の介護、その他の日常生活上の支援又は援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 共同生活援助の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

3 前2項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」及び関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（虐待防止及び人権擁護に関する事項）

第3条 事業所は、利用者及び障害児の人権の擁護、身体拘束、虐待の発生、または防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

1,身体拘束・虐待の防止に関する担当者（松嶋寛之）

2,成年後見制度の利用支援

3,苦情解決体制の整備

4,従業者に対し、虐待・身体拘束の防止のための研修を定期的の実施する

5,虐待や虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法

6,身体拘束・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業に周知徹底を図る。

7,身体拘束等の適正化のための指針整備する。

8, 本人の意思に 反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めます。

別紙 虐待予防マニュアルに沿って対応する。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	すろーらいふ (主たる事業所)
所在地	札幌市手稲区前田 9 条 14 丁目 2-2 1 101 号・102 号・201 号・202 号 1 階北・2 階北・2 階南
名 称	すろーらいふ 2 (従たる事業所)
所在地	札幌市手稲区前田 8 条 14 丁目 2-13 1 階北・1 階南・2 階東、2 階西
名 称	すろーらいふ 10 条 (従たる事業所)
所在地	札幌市手稲区前田 10 条 14 丁目 1-25 106 号・203 号・205 号 108 号 (共同部屋)
名 称	すろーらいふ 8 条 (従たる事業所)
所在地	札幌市手稲区前田 8 条 14 丁目 2-5 202 号・207 号・208 号・212 号・306 号・308 号・313 号 206 号 (共同部屋)
名 称	すろーらいふ 7 条 (従たる事業所)
所在地	札幌市手稲区前田 7 条 14 丁目 3-15 106 号・107 号・201 号・202 号・205 号 102 号 (共同部屋)
名 称	すろーらいふ 8 条サテライト
所在地	札幌市手稲区前田 9 条 14 丁目 1-5 101 号・202 号
名 称	すろーらいふ 10 条サテライト
所在地	札幌市手稲区前田 9 条 14 丁目 1-27 ウエストタウン前田 2-D 1-A
名 称	すろーらいふ 2 サテライト
所在地	札幌市手稲区前田 8 条 14 丁目 2-5

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (常勤職員)

管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行う。

(2) サービス管理責任者 2名

サービス管理責任者は、利用者の共同生活援助計画を作成するとともに、サービス内容の評価、日中活動サービス事業者との連絡調整等、他の従業者に対する技術的な指導及び助言を行う。

(3) 世話人 2名以上 (非常勤職員 1名以上 常勤兼務 1名以上)

世話人は、食事の提供や生活上の相談等、日常生活を適切に援助する。

(4) 生活支援員 1名以上 (非常勤職員 1名以上 常勤兼務 1名以上)

生活支援員は、食事や入浴、排せつ等の介護を行う。

(入居定員)

第6条 事業所の入居者の定員

すろーらいふ 7人

すろーらいふ2 4人

すろーらいふサテライト 2人

すろーらいふ10条 3人

すろーらいふ8条 7人

すろーらいふ8条サテライト 2人

すろーらいふ7条 5人

(共同生活援助を提供する主たる対象者)

第7条 事業所において共同生活援助を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

知的障害者・精神障害者・身体障害者・難病等対象者

(共同生活援助の内容)

第8条 事業所で行う共同生活援助の内容は、次のとおりとする。

(1) 利用者に対する相談

(2) 食事の提供

(3) 健康管理・金銭管理の援助

(4) 余暇活動の支援

(5) 緊急時の対応

(6) 職場等との連絡調整

(7) 財産管理等の日常生活に必要な援助

(8) 食事や入浴、排せつ等の介護

(9) 一時的に体験的な利用が必要と認められる者に対する前各号に掲げるサービスの提供（以下、「体験的な利用」という。）

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 指定共同生活援助を提供した際は、利用者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、利用者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払いを受けるものとする。

3 次に定める費用については、月末までに翌月分の家賃を利用者から徴収し、光熱水費及び食材費は当該月末で締めて翌月末日まで利用者から徴収します。

※料金ルールについては別紙参照

4 前3項に規定する額の支払いを受けたときは、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

5 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、入居に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

(1) 無断での外泊は禁止 外出はAM6:00～PM19:30までの間とし時間を過ぎる場合については、事前にスタッフに連絡許可をもらうこと

(2) 前項第9条にあげる利用者は利用者が負担すべき額を期日まで支払わなかった場合、事業所が1週間前に書面を持って退去勧告しその後退去して頂く

(3) 触法者及び精神疾患により長期入院していた利用者に関しては事業所が行うプログラムに参加し、社会福祉士または精神保健福祉士による面談を受けて頂く

(4) いかなる理由があろうと、他利用者及び事業所職員に対して暴言、暴力、セクハラ行為、無断で当該事業所の職員及び誹謗中傷をSNS及びYouTubeなどに投稿することがあった場合、即退去とする

(5) 入居者間でのお金の貸し借りは禁止 尚、発覚した場合は両者退去して頂きます

(6) 施設内では全面禁煙、敷地内は喫煙所にてのみ可とする。ただし電子タバコについては居室内で使用可能とする

(利用者負担額等に係る管理)

第11条 事業所は、利用者（体験的な利用に係る利用者を除く。）が同一の月に事業所が提供する指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、事業所は、利用者負担額合計額を市町村

に報告するとともに、利用者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

- 2 事業所は、体験的な利用に係る利用者から依頼を受けた場合は、当該利用者について前項に定める利用者負担額に係る管理を行わなければならない。

(緊急時等における対応方法)

第12条 従業者は、現に共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第14条 事業所は、提供した指定共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した指定共同生活援助に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 提供した指定共同生活援助に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定共同生活援助の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 提供した指定共同生活援助に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにかできる限り協力するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1カ月以内

(2) 継続研修 年2回

2 職員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得るものとする。

5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

6 事業所は、利用者に対する共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該共同生活援助を提供した日から5年間保存するものとする。

7 個別支援計画について、指定特定(障害児)相談支援事業所にも交付します

8 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社芝さくらと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(意識決定促進)

第16条 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない」、障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインの内容を遵守します。

相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、サービス担当者会議及び個別支援会議について、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認することとする。

「本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努める」

別紙参照(障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン)

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000159854.pdf>

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年8月1日から改定する。

この規程は、令和6年4月1日から改定する。

この規程は、令和6年6月1日から改定する。

この規程は、令和6年8月1日から改定する

この規程は、令和 6 年 10 月 1 日から改定する

この規程は、令和 7 年 2 月 1 日から改定する

この規程は、令和 7 年 3 月 1 日から改定する

【別紙】

すろーらいふ（アパートタイプ）・すろーらいふ 10 条・すろーらいふ 7 条

サテライト(すろーらいふ、すろーらいふ 8 条)

(1) 家 賃 月額 36,000 円

※月の途中で入居した場合は日割りとする

※収入に応じて市町村より 10,000 円の家賃補助があります

(2) 光熱水費 実費

(3) 日用品費 月額 2,000 円

(4) 金銭管理費 月額 2,500 円

すろーらいふ 8 条 すろーらいふ 2 サテライト

(1) 家 賃 月額 29,000 円

※月の途中で入居した場合は 1 日 970 円

※収入に応じて市町村より 10,000 円の家賃補助があります

(2) 光熱水費 実費

(3) 日用品費 月額 2,000 円

(4) 金銭管理費 月額 2,500 円

すろーらいふ（一軒家タイプ）・すろーらいふ 2

(1) 家 賃 月額 35,000 円 ※すろーらいふ 2 月額 36,000 円

※月の途中で入居した場合は 日割りとする

※収入に応じて市町村より 10,000 円の家賃補助があります

(2) 光熱水費 月額 10,000 円

冬季暖房 1 1 月－3 月 + 12,500 円

エアコン付きの居室 + 3,000 円

※月の途中で入居した場合日割り計算致します

(3) 日用品費 月額 2,500 円

(4) 金銭管理費 月額 2,500 円

【食材費】 共通

朝食 400 円 30 日 12,000 円

昼食 500 円 30 日 15,000 円

夕食 600 円 30 日 18,000 円

キャンセルは 3 日前まで

【日用品費】

ゴミ袋、トイレットペーパー、石鹸、Wi-Fi 利用など

【金銭管理方法】

責任者 株式会社芝さくら 代表取締役 松嶋寛之
補助者 合同会社HOT企画 行政書士 細谷和之 (通帳・出納管理)

【初期費用】 すろーらいふ (アパートタイプ)

敷金 (3ヶ月分)	108,000 円
火災保険料 (2年分) 建物全体按分	16,230 円
火災保険料 (2年分) 自分の居室	14,100 円
合計	138,330 円

【初期費用】 すろーらいふ2 (アパートタイプ)

敷金 (3ヶ月分)	108,000 円
火災保険料 (2年分) 建物全体按分	22,952 円
火災保険料 (2年分) 自分の居室	14,100 円
合計	145,052 円

【初期費用】 すろーらいふ (一軒家タイプ)

敷金 (3ヶ月分)	105,000 円
火災保険料 (2年分) 建物全体按分	16,230 円
火災保険料 (2年分) 自分の居室	13,670 円
合計	134,900 円

【初期費用】 すろーらいふサテライト/すろーらいふ 10 条

敷金 (3ヶ月分)	108,000 円
火災保険料 (2年分) 自分の居室	18,000 円
合計	126,000 円

【初期費用】 すろーらいふ 8 条 すろーらいふ2 サテライト

敷金 (3ヶ月分)	87,000 円
火災保険料 (2年分) 自分の居室	14,100 円
合計	101,100 円

【初期費用】 すろーらいふ 7 条、すろーらいふ 8 条サテライト

敷金 (3ヶ月分)	108,000 円
火災保険料 (2年分) 自分の居室	16,980 円

合計 124,980 円